

袋井市 妊婦支援給付金1・2回目 に関するお知らせ

～申請することで1回目(5万円)+2回目(胎児1人につき5万円)をもらうことができます～

※すでに1回目(5万円)をもらった方は、2回目(胎児1人につき5万円)のみ申請することができます

- 申請期日—1回目:胎児心拍が病院等で確認された日から2年間
2回目:流産・死産等が病院で確認された日から2年間

- 申請方法—ご本人様のお名前で申請してください

添付≫ ①本人確認ができるもの

②振込口座の情報がわかるもの(本人名義の口座)

③母子健康手帳の表紙

母子健康手帳をもらっていない方は、

医師による胎児心拍の事実確認の証明(妊婦給付認定用診断書等)

袋井市
ホームページ



または



1

右の2次元コードまたは袋井市ホームページにあるURLから、電子申請してください。

Point

『新規登録またはログインして申請』すると、不備があり差し戻された場合、差し戻された申請を元にもう一度申請ができるため、便利です。

振込前に支給通知がメールで届きます。

申請はこちら



2

電子申請が難しい方は、紙申請ができます。(郵送または窓口)

※申請書がほしい方はお申し付けください。

郵送の場合、封筒・切手をご用意ください。

提出先

〒437-0061 袋井市久能 2515-1 (袋井市総合健康センター2階)
こども若者家庭センター こども支援課 おやこ健康係 宛

振込前に支給通知が郵送されます。郵送を希望されない方は、ご相談ください。

【1～2か月後に振り込まれます】

おなかの中で大切に育ててきたお子様を、流産や死産などで亡くされた方のつらさは、計り知れません。つらい気持ちが少しでも軽くなるお手伝いができればと思います。心配なことなどがありましたら、遠慮せず、ご連絡ください。